



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部  
法制監察課

号外第31号 令和8年6月17日発行

## 目次

※は県例規集登載

### 【告示】

番号	表題	担当課名
326※	徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の規定に基づき薬物を指定する件	薬務課

## 徳島県告示第326号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年徳島県条例第72号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和8年6月17日

徳島県知事 後藤 田 正 純

### 1 薬物の名称等

- (1) 化学名 2- { 2- [ (ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール-5-イル) メチル ] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル } -N, N-ジエチルエタン-1-アミン (通称 M e t h y l e n e d i o x y n i t a z e n e) 及びその塩類
- (2) 化学名 2- { [4- (2-フルオロエトキシ) フェニル] メチル } -5-ニトロ-1- [2- (ピロリジン-1-イル) エチル] -1H-ベンゾ [d] イミダゾール (通称 F l u e t o n i t a z e p y n e、N-pyrrolidino-fluetonitazene) 及びその塩類
- (3) 化学名 N- [2- (5-メトキシ-1H-インドール-3-イル) エチル] プロパン-2-アミン (通称 5-MeO-NiPT) 及びその塩類

### 2 指定の理由

1に掲げる物は、条例第2条第6号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため

### 3 指定の効力発生の日

令和8年6月18日